

平成30年度 文教委員会資料③

【所管事務の調査（報告）】

「(仮称) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」骨子案について

資料 「(仮称) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」骨子案について

市 民 文 化 局

(平成31年3月11日)

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」骨子案について

1 条例検討の契機

(1) 本市におけるこれまでの主な人権施策

あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施

- ・川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号）の制定→平成8年12月1日施行
- ・川崎市人権施策推進指針の策定（平成12年12月）
- ・川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）の制定→平成13年4月1日施行
- ・男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の制定→平成13年10月1日施行
- ・川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）の制定→平成14年4月1日施行
- ・川崎市多文化共生社会推進指針の策定（平成17年3月）【最新改定 平成27年10月】
- ・川崎市人権施策推進基本計画の策定（平成19年2月）
- ・川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成25年川崎市条例第75号）の制定→平成26年4月1日施行
- ・川崎市人権施策推進基本計画の改定（平成27年3月）

(2) 新たな人権課題の顕在化

今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害などの人権課題が顕在化

「ヘイトスピーチ」に関する本市の状況

平成28年5月30日	公園内行為許可申請に対し不許可処分
6月2日	横浜地方裁判所川崎支部がデモ禁止の仮処分決定
7月13日	市長が川崎市人権施策推進協議会に対し「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼
12月27日	同協議会が市長に対し優先審議事項報告書 「ヘイトスピーチ対策に関する提言」を提出
	項目1 公的施設の利用に関するガイドラインの策定
	項目2 インターネット上の対策
	項目3 制定すべき条例の検討
	「人権全般を見据えた条例の制定に必要な作業に入るべきである」
平成29年11月9日	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインの策定・公表
平成30年3月31日	同ガイドラインの施行

(3) 「差別解消三法」の施行

平成28年度に、「差別解消三法」が相次いで施行され、「地域の実情に応じた」施策を講ずる。

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の制定
→平成28年4月1日施行
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）の制定
→平成28年6月3日施行
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の制定
→平成28年12月16日施行

2 条例の方向性等

(1) 条例の方向性

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進

○コンセプト：「不当な差別の禁止」

(2) 条例の対象範囲

○理念・骨格部分：「人権全般」を対象

○個別政策部分：「特定分野」を対象

(3) 条例のスキーム

○理念・施策の方向性：条例に位置付け

○施策の詳細：「人権施策推進基本計画」等に位置付け

3 条例骨子案

前 文

- 本市における人権施策の取組、新たな人権課題の顕在化
- 不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普遍化をより一層推進
- 全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進

総 則

(1) 目的

- 人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的

(2) 定義

- 不当な差別
人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由により、政治的、経済的又は社会的関係において、合理的な理由なく不平等な取扱いをすること。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
「ヘイトスピーチ解消法」第2条の規定と同義

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(1) 市の責務

- 市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進

(2) 市民及び事業者の責務

- 市民及び事業者は、市の実施する人権に関する施策に協力

(3) 不当な差別の禁止

- 何人も、不当な差別を禁止

(4) 人権施策推進基本計画

- 市長は、「人権施策推進基本計画」を策定等（基本理念、基本目標、基本的施策等）

(5) 人権教育及び人権啓発

- 市は、人権教育及び人権啓発の推進

(6) 人権侵害を受けた者に対する支援

- 市は、関係機関等と連携し、人権侵害を受けた者に対する相談の実施その他必要な支援

(7) 情報の収集及び調査研究

- 市は、必要な情報の収集及び調査研究の実施

(8) 人権尊重のまちづくり推進協議会

- 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項等について、市長の諮問に応じ、調査審議を行う附属機関として設置

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(1) 趣旨

- 市は、「ヘイトスピーチ解消法」第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

(2) 公の施設の利用許可等の基準

- 市長は、公の施設の利用許可等の基準その他必要な事項を規定

(3) 実効性の確保を図るための施策

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止に係る施策
- インターネットを利用する方法による表現活動に係る施策

具体的な施策の内容等については、検討（調整）中

(4) 差別防止対策等審査会

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する重要事項等について、市長の諮問に応じ、調査審議を行う附属機関として設置

(5) 表現の自由等への配慮

- 表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

雑 則

(1) 委任

- 条例の実施のため必要な事項は規則へ委任

附 則

- 施行期日 公布の日（一部は、具体的な施策の内容等を踏まえ、施行日を決定）
- 経過措置 現行の「人権施策推進基本計画」と「ガイドライン」に関する経過措置を規定

4 スケジュール

	平成30(2018)年度					平成31(2019)年度									平成32(2020)年度									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
庁内調整					条例骨子案策定			条例素案策定 政策・調整会議		パブリックコメント手続	集計期間		政策・調整会議	議案提出	・公布日施行 ・一部は、具体的な施策の内容等を踏まえ、施行日を決定									
	← 関係法人等ヒアリング →					← 法制課等との調整 →																		
議会対応					文教委			文教委					文教委											
	← 議会への説明 →																							
	説明			説明	説明																			
議会日程	議会			議会		統一地方選挙		議会		参議院議員通常選挙		議会		議会		議会						議会		議会